○三豊市心身障害者(児)福祉年金条例

平成18年1月1日

条例第128号

改正　平成25年3月29日条例第13号

(目的)

第1条　この条例は、三豊市に居住する心身に障害のある住民について、心身障害者(児)福祉年金(以下「年金」という。)を支給することにより、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号による障害の程度が1級から6級までのいずれかに該当する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの

(2)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所が判定した知的障害者のうち、知能指数75以下のもので療育手帳の交付を受けているもの

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4)　特定疾患治療研究事業(原因が不明であって、治療方法が確立していない疾患のうち、治療が極めて困難であり、かつ、医療費が高額である疾患に関する医療の普及及び患者の負担軽減を図るため香川県が実施する事業をいう。)における特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

2　この条例において「心身障害児」とは、前項各号に掲げる者で18歳未満のものをいう。

3　この条例において「受給権者」とは、第4条に規定する年金の基準日現在において三豊市に引き続き1年以上住所を有する在宅の心身障害者又は心身障害児で、市長が年金の支給を決定したものをいう。

(受給権の消滅)

第3条　受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、年金を受ける権利を失う。

(1)　三豊市に住所を有しなくなったとき。

(2)　死亡したとき。

(3)　福祉施設等に入所したとき。

(4)　心身障害者又は心身障害児でなくなったとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(支給の基準日)

第4条　年金の基準日は、毎年7月1日現在とする。

(年金の額及び支給時期)

第5条　年金の額は、別表のとおりとし、毎年12月に支給する。

(申請及び決定)

第6条　年金の支給を受けようとする者は、市長にその旨を申請しなければならない。ただし、申請者が児童である場合又は身体の障害等のため、自ら申請することができない場合は、その保護者が年金の支給を申請することができる。

2　年金の支給については、前項の申請に基づき市長が決定する。

(届出の義務)

第7条　受給権者が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第8条　年金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2　受給権者が前項の規定に違反したときは、市長は年金の支給を停止することができる。

(年金の返還)

第9条　市長は、不正な手段により年金を受けた者があったときは、既に支給した年金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条　この条例の施行について必要な事項は、規則でこれを定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町心身障害者福祉年金条例(昭和46年高瀬町条例第1号)、山本町心身障害者福祉年金支給条例(昭和45年山本町条例第5号)、三野町心身障害者福祉年金条例(昭和46年三野町条例第5号)、豊中町心身障害者福祉年金条例(昭和57年豊中町条例第14号)、詫間町心身障害者福祉年金条例(昭和47年詫間町条例第547号)、仁尾町心身障害者福祉年金支給条例(昭和46年仁尾町条例第13号)、仁尾町児童障害福祉年金条例(昭和44年仁尾町条例第7号)又は財田町心身障害者福祉年金条例(昭和45年財田町条例第9号)の規定によりなされた処分手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成25年条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(単位：円)

区分	級別	単価
心身障害者のうち、第2条第1項第1号又は第2号に該当するもの	1級	12,000
	2級	10,000
	3級	10,000
	4級	8,000
	5級	8,000
	6級	8,000
	○A	12,000
	A	10,000
	○B	10,000
	B	8,000
心身障害児のうち、第2条第1項第1号又は第2号に該当するもの	1級	14,000
	2級	12,000
	3級	12,000
	4級	10,000
	5級	10,000
	6級	10,000
	○A	14,000
	A	12,000
	○B	12,000
	B	10,000
心身障害者のうち、第2条第1項第3号に該当するもの		12,000
心身障害者のうち、第2条第1項第4号に該当するもの		12,000

備考　心身障害者で、第4条に規定する年金の基準日現在において65歳以上のものについては、それぞれの区分における単価の半額とする。